【別紙】首都高速道路の料金所総合安全対策について

料金所総合安全対策

1．目的

料金所における安全対策を徹底するため、下記の対策を今後 3 箇年で実施し、料金所における事故防止に取り組むこととする。

2．内容

(1) センターブース化又は全レーンに安全通路(階段)を設置

料金収受員のレーン横断を回避するため、料金所を改築する。(別図参照)

(2) 遮断機を設置

レーン閉鎖時の車両誤進入防止のため、全レーンに遮断機を設置する。(別図参照)

(3) 混在レーンを一般レーンに変更

当面の対策として、料金収受員の ETC レーン横断を回避するため、混在レーンを一般レーンに変更する。

(4) 車線開閉表示灯の操作盤を改良

全料金所を対象として、各ブースから隣接レーンの車線開閉表示灯の切替遠隔操作を可能に改良する。

(5) 車線表示板の表示を改良

お客様へレーン閉鎖時の注意を促すため、全レーンを対象として、車線表示板の「白」表示を「閉鎖中」(赤文字)表示に改良する(各ブースから隣接レーンへの切替遠隔操作可能)。(写真 1 参照)

(6) 黄色回転灯を設置

お客様へレーン閉鎖時の注意を促すため、全レーンを対象として、黄色回転灯を全レーンに設置する(各ブースから隣接レーンへの切替遠隔操作可能)。(写真 2 参照)

(7) ETC 路側表示器の表示を改良

料金所を安全に通行するため、全レーンを対象として、ETC 路側表示器の「減速」表示を「徐行」表示に変更した。(写真 3 及び 4 参照)

(8) セーフティロープを設置

料金収受員のブース収受口から車線への飛び出しを防止するため、全料金所を対象として、全ブースに設置した。(写真 5 参照)

(9) セーフティバリアを設置

料金収受員の料金所アイランドから車線への飛び出しを防止するため、全料金所のアイランドに設置する。(写真 6 参照)

（10）速度抑制・カード未挿入についてお客様への周知

ETC を利用されるお客様に対して『安全のために守っていただきたいこと』として、

（1） 料金所での「徐行」

（2）「ETC 車載器へのカード未挿入注意」

を中心に据えた周知活動を展開する。

また、お客様に広く認知していただくために新聞・ラジオ・雑誌等各種媒体を活用する。

以上

別図

(図) 入口料金所のセンターブース（1ブース2レーン）

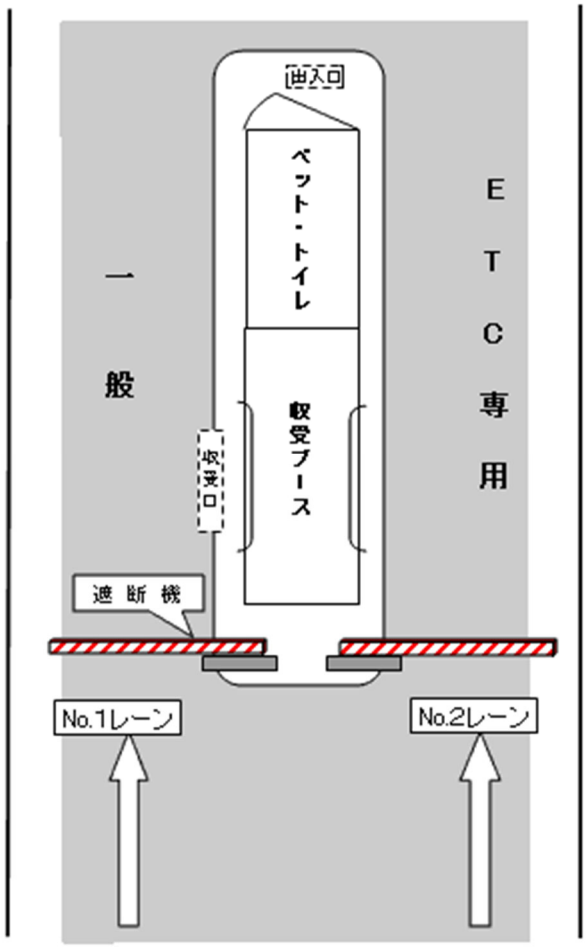

路側表示機の表示改良（「減速」→「徐行」）
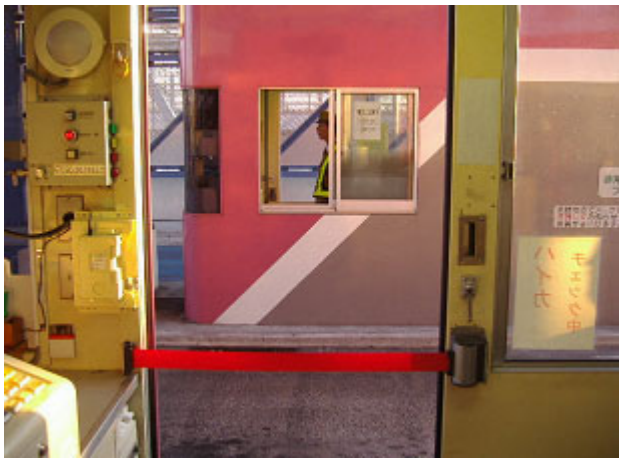
↓